

I

計画策定にあたって

1 趣旨・背景

山形県では、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、同年に、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～26年度））を策定しました。平成27年度以降は、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、「やまがた子育て応援プラン（平成27年度～31年度）（令和2年度～6年度）」を策定し、山形で暮らす若者が、出会い、結婚し、妊娠、出産、子育てするまでの切れ目のない支援に加え、その支援の輪を山形に来てみたいと思っている人や家族にまで広げ、山形県民だけでなく、県外の人からも、「山形県で子育てしたい！」と思ってもらえる「子育てするなら山形県」の実現に向けて、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、令和3年に「山形県子どもの貧困対策推進計画」、「山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもが幸せに生まれ、夢と希望を持って自立できるよう取組みを進めてきたほか、「山形県青少年健全育成条例」及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく「山形県子ども・若者ビジョン」を策定し、こども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、自立・活躍できる山形県の実現を目指して取組みを推進してきました。

このような中、国において、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱をひとつに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、密接に関係する「やまがた子育て応援プラン」、「山形県子ども・若者ビジョン」、「山形県子どもの貧困対策推進計画」、「山形県ひとり親家庭自立促進計画」、そして新たに策定する「成育医療等に関する計画」を統合し、今後5年間の基本指針として、こども・子育て施策を一体的に取りまとめた「山形県こども・子育て笑顔プラン」を策定するものです。幅広いこども・子育て施策を束ねた計画とすることで、施策全体が見える化し、こども・若者、子育て当事者を取り巻く多様化・複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し取り組んでいきます。

2 計画の性格

「山形県こども・子育て笑顔プラン」は、こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を勘案し、次の 8 つの法令等に基づき策定する計画です。

- こども基本法（令和 5 年法律第 77 号）に基づく都道府県こども計画
- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく都道府県子ども・若者計画
- こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく県におけるこどもの貧困対策についての計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく県自立促進計画
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）の規定に基づき策定された成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく県成育医療計画
- 山形県こども・子育て基本条例（平成 22 年 3 月県条例第 4 号）に基づき、「こども・子育て支援及び少子化対策（※ 1）の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画

さらに、「第 4 次山形県総合発展計画」を上位計画とし、「第 7 次山形県教育振興計画」など関係計画と連携した計画とします。

※ 1 こども・子育て支援及び少子化対策に、山形県青少年健全育成条例（昭和 54 年 3 月県条例第 13 条）に掲げる「青少年の健全な育成に関する施策」を含む。

3 計画期間

令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間です。

計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

全てのこども（※ 2）と子育て当事者等を対象とします。

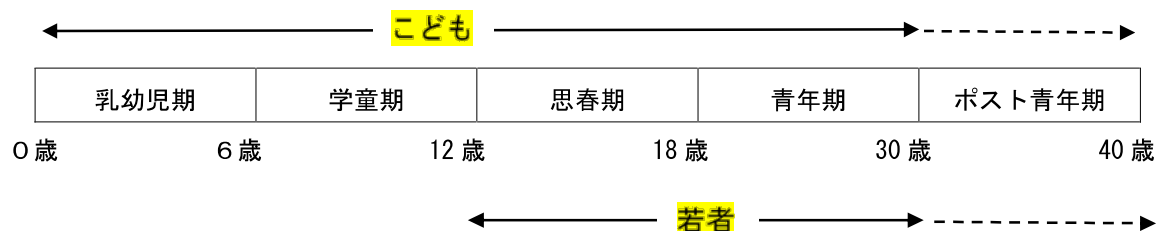
- 「こども」は、「心身の発達の過程にある者」をいい、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
- 法令や固有名詞等で「子供」「子ども」等と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。
- 「こども」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年（※3）」「児童生徒」などの用語を使用しています。

※2 「こども大綱」では、次のように定義されている。

「こども」は、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指し、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

（ライフステージのイメージ）



※3 「青少年」は18歳未満の者を指す。